

船舶事故等調査報告書

平成21年4月23日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009横第6号	
事故等名	作業船第11号みなと定置網損傷	
発生日月時刻	平成20年12月1日23時30分ごろ	
発生場所	千葉県木更津市北方沖 袖ヶ浦東京ガス西シーバース灯から真方位244° 2,980m 付近 (北緯35° 28' 9"、東経139° 54' 6")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年1月23日横浜・地方事故調査官が船舶所有者から船舶検査証写、船舶検査手帳写、船長小型船舶操縦士免許写、労働者名簿写を入手、1月30日共同海損精算会社から検査報告書写を入手、2月13日漁業協同組合から漁業損害賠償請求書写を入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	
	作業船 第11号みなと 18トン 235-39744 港興業株式会社	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	なし	
損傷	推進器欠損 海苔網損傷	
事故等の経過	本船は、京浜港東京区を発し、千葉県南袖ヶ浦に向けて航行中、平成20年12月1日23時30分ごろ、木更津市牛込漁業協同組合所属の海苔養殖場に入りました。海苔網の沖側から進入した結果、沖側の海苔網の88柵が擦れ損及び切断された。本船は、推進器に網が絡み、3cmほど欠損した。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船は、針路の選定を適切に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が航行中、針路の選定を適切に行わなかったため、木更津港沖合に設置されている海苔網に進入したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	